

平成21年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成21年2月23日 午前10時21分

1. 出席議員は次のとおり

1番 桜田秀雄
2番 林修三
3番 山口孝弘
4番 小高良則
5番 湯浅祐徳
6番 川上雄次
7番 中田眞司
8番 古場正春
9番 林政男
10番 新宅雅子
11番 横田義和
12番 鯨井眞佐子
13番 北村新司
14番 古川宏史
15番 山本義一
16番 京増藤江
17番 右山正美
18番 小澤定明
19番 京増良男
20番 丸山わき子
21番 加藤弘
22番 山本邦男

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副市	長	高橋 一夫
教 育	長	齊藤 勝
総 務 部	長	山本 重徳
市 民 部	長	小倉 裕

経 済 環 境 部 長	森 井 辰 夫
建 設 部 長	並 木 敏
会 計 管 理 者	伊 藤 はつ子
教育委員会教育次長	尾 高 幸 子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	江 澤 弘 次
選挙管理委員会事務局長	加 藤 多久美
財 政 課 長	長谷川 淳 一
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 井 勲
総 務 課 長	加 藤 多久美
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	浅 羽 芳 明
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	水 村 幸 男
主 任 主 事	栗 原 孝 治
主 事	大 塚 真 紀

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成21年2月23日（月）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議案の上程
 - 発議案第1号
 - 提案理由の説明
 - 委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案の上程
 - 議案第1号から議案第27号

提案理由の説明

請願第 2 1－1

紹介議員の説明

日程第 5 休会の件

○議長（山本邦男君）

本日、平成21年3月第1回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、発議案1件、議案27件、請願1件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、いまだ厳しい寒さが続いております。皆様方には、充分ご自愛の上、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさついたします。

ただいまから、平成21年3月第1回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程に入る前に報告します。

最初に、秘書広報課より取材依頼があり、許可いたしましたのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりであります。

次に、議会運営委員長及び議会だより編集委員長より、1月29日・30日に実施した行政視察報告書が提出されましたので、この写しを配付しておきました。

次に、監査委員から12月及び1月予算執行分にかかる例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告1件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第164条第1項の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり派遣をいたしました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定に基づき、小澤定明議員、右山正美議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○小澤定明君

平成21年3月定例会の会期等を協議するため、去る2月16日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

3月定例会に上程される案件は、発議案1件、議案27件、請願1件であります。

次に、一般質問の通告が、代表質問4人、個人質問10人からありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から3月19日までの25日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛

同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本邦男君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から３月１９日までの２５日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認め、会期は２５日間に決定しました。

日程第３、発議案の上程を行います。

発議案第１号の提案理由の説明を求めます。

○北村新司君

発議案第１号、八街駅前交番の早期設置に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第１４条の規定により提出いたします。

平成２１年２月２３日提出。

八街市議会議長、山本邦男様。

提出者、八街市議会議員、北村新司。

賛成者、八街市議会、中田眞司議員、同じく鯨井眞佐子議員、同じく小澤定明議員、同じく丸山わき子議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

八街駅前交番の早期設置に関する意見書（案）。

本市の中心市街地に位置するＪＲ八街駅は、八街駅北側土地地区画整理事業に伴い、駅の橋上化及び南北を結ぶ自由通路を開設し、駅利用者及び地域住民の利便性向上を図ったところであり、１日に約１万３千人の乗降客に利用されている状況です。

このような中、八街幹部交番におかれましては、駅周辺の安全と秩序の維持のため、昼夜を問わずパトロール活動等行っているところでありますが、自転車・オートバイ盗、駅施設の破損行為等が相変わらず発生しております。また、昨年７月の同幹部交番の移転により、駅利用者や周辺住民から不安の声を耳にするところです。

本市におきましても、青色回転灯付きパトロール車による監視活動や、防災行政無線を利用した広報活動等を実施し、さらには自主防犯組織による監視活動等の協力をいただいているところですが、犯罪の抑止には警察力の強化がもっとも効果があると考え、市ではすでに駅北側に交番用地を確保しております。

このことから、駅利用者及び周辺住民の不安を取り除き、さらには駅周辺における犯罪抑止のため、早期に駅前交番を設置していただけるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

八街市議会議長、山本邦男。

佐倉警察署長あて。

よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山本邦男君）

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

異議なしと認めます。

これから、発議案第1号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第1号についての討論を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

討論がなければ、これで発議案第1号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

最初に、発議案第1号、八街駅前交番の早期設置に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第27号及び請願第21－1号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第27号の提案理由の説明を求めます。

○市長（長谷川健一君）

本日、ここに平成21年3月第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼を申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、専決処分の承認を求める案件、条例の新規制定及び一部改正、財産の譲与、一部事務組合の規約改正に関する協議、市道路線の変更及び認定、平成20年度各会計補正予算、平成21年度各会計予算、計27議案でございます。

議案の説明に先立ち、平成21年度の市政運営方針についてご説明申し上げます。

本市では、将来都市像「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の具体化に向け、やちまた「八つの街づくり」をテーマとして、さまざまな事業を推進しております。

平成21年度の主な事業といたしましては、一の街、めざします！便利で快適な街として、八街駅北側地区土地区画整理事業を引き続き推進し、平成23年度の完成を目指します。八街バイパス事業につきましては、県道千葉・八街・横芝線から成東・酒々井線までの区間が、平成22年度に供用開始する予定でありますので、引き続き成東・酒々井線から国道409号線までの用地買収を推進し、早期に供用開始できるよう努力してまいります。

また、文違1号線につきましても平成21年度完成を目指してまいります。

二の街、めざします！安全で安心な街として、市内のカーブミラーをはじめとする交通安全施設の整備や防犯灯の設置を行ってまいります。また、公共施設に設置を進めておりました、自動体外式除細動器（AED）を市内9小学校に設置いたします。

三の街、めざします！健康と思いやりにあふれる街として、各種がん検診をはじめ、検診事業を充実するとともに、各種障害者福祉事業や老人福祉事業を実施してまいります。

また、妊婦の健康診査事業の充実を図るため、従来5回分であった妊婦健康診査を本年4月から妊婦の週期数に見合った健康診査費用14回分を助成してまいります。

市内各小学校に設置を進めておりました児童クラブにつきましては、本年4月より八街東児童クラブを開設し、子育て支援を充実してまいります。

四の街、めざします！豊かな自然と共生する街として、ごみの分別方法の見直しにより、プラスチック製包装容器をリサイクルし、ごみの減量化とリサイクル化を推進してまいります。

また、不法投棄監視対策事業による産業廃棄物等の不法投棄防止に努めるとともに、家庭用小型合併浄化槽の設置を推進し、水質汚濁の防止に努めてまいります。

五の街、めざします！心の豊かさを感じる街として、交進小学校のプレハブ教室の建て替えをはじめとする施設整備を実施してまいりますとともに、特別支援教育支援員や給食補助員を増員し、教育環境の充実を図ってまいります。

また、スポーツプラザの多目的広場の夜間照明に引き続きテニスコートの夜間照明設置に着手してまいります。図書館の利便性向上のため、週1日の時間延長を2日に拡充してまいります。

六の街、めざします！活気に満ちあふれる街として、北総中央用水土地改良事業を引き続

き推進するとともに、環境保全型土づくり対策事業の普及拡大に努めてまいります。畜産関係においては、飼料作物の機械化による栽培や収穫を推進し、食料の自給率向上に努めてまいります。

中小企業を対象とした金融対策事業を引き続き実施してまいりますとともに、消費生活相談日を増やし、訪問販売によるトラブルや多重債務架空請求等の相談業務の充実を図ってまいります。

七の街、めざします！市民とともにつくる街として、地区コミュニティ事業の支援をはじめ、産業まつりや、ふれあい夏まつりを支援しながら、市民と行政の協働を推進してまいります。

八の街、めざします！市民サービスの充実した街として、電子自治体の構築に向け、戸籍の電算化を推進いたします。また、市税等のコンビニ収納をはじめとする窓口の日曜開庁や開庁時間の延長等、市民サービスの向上に引き続き努力をしてまいりますとともに、行財政改革に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、各会計の予算の概要についてご説明をいたします。

一般会計につきましては、予算額は163億1千万円で、前年度と比較して1.3パーセント、2億1千万円の減となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、予算額は72億1千148万2千円で、前年度と比較して1.9パーセント、1億3千526万5千円の増となっております。

老人保健特別会計につきましては、予算額は1千653万4千円で、前年度と比較して95.3パーセント、3億3千324万9千円の減となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額は2億9千168万2千円で、前年度と比較して19.8パーセント、7千216万7千円の減となっております。

介護保険特別会計につきましては、予算額は26億8千6万7千円で、前年度と比較して5.0パーセント、1億2千646万5千円の増となっております。

学校給食センター事業特別会計につきましては、予算額は7億3千651万円で、前年度と比較して1.4パーセント、1千35万9千円の減となっております。

下水道事業特別会計につきましては、予算額は7億4千452万1千円で、前年度と比較して14.1パーセント、1億2千216万9千円の減となっております。

水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出では、収入予算額は11億2千547万4千円で、前年度と比較して1.3パーセント、1千520万8千円の減、支出予算額は11億1千563万1千円で、前年度と比較して1.5パーセント、1千685万円の減、資本的収入及び支出では、収入予算額は1億7千271万9千円で、前年度と比較して58.2パーセント、6千357万円の増、支出予算額は3億6千528万7千円で、前年度と比較して16.6パーセント、5千198万2千円の増で、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億9千256万8千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

以上で、平成２１年度予算についての概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、提案いたしました各議案についてご説明いたします。

議案第１号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。これは、国民健康保険に係る療養諸費及び高額療養費の支出に当たり、平成２０年度八街市国民健康保険特別会計予算を補正する必要が生じましたが、特に緊急を要したため、市議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したものでございます。

議案第２号は、八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、統計法の改正により、統計調査に係る個人情報について行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適応を除外する旨が規定され、本年４月１日施行することに合わせ、本市の条例においても統計調査に係る個人情報を適応除外とする改正をするものでございます。

議案第３号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、管理職手当の額について、年功的な処遇を改め、管理職の職務・職責に応じたものとなるよう規則において管理職手当の額を定率制から定額制に改めるに当たり、本条例中の管理職手当の上限規定を改めるものでございます。

次に、本市の地域手当については、本条例において支給割合を５パーセントと定めておりますが、平成１９年度から財源確保のため、特例条例により３パーセントに減額しております。本市の厳しい財政状況から、今後においても本条例どおり支給することは困難な状況にあることから、国における地域手当の指定基準に基づき、本条例中の地域手当の支給割合を５パーセントから３パーセントに改めるものでございます。

議案第４号は、八街市一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、一般職の職員に係る手当の減額措置が本年３月３１日で終了することから、市の財政状況等を考慮し、管理職手当等の減額措置を平成２１年度まで延長するものでございます。

議案第５号は、落花生の郷やちまた応援寄附金による、まちづくり条例の制定についてでございます。これは、昨年、地方税法の一部が改正され、個人住民税の寄附金税制が拡充され、いわゆる「ふるさと納税」が始まりました。現在、本市では「落花生の郷やちまた応援寄附金」と名づけて、この寄附を受け入れておりますが、今後寄附金を適正に管理し、寄附者の意向に沿った事業を効率的に実施するため、寄附金を積み立てる特定目的基金を設置するものでございます。

議案第６号は、八街市介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。これは、介護従事者の処遇改善を図るため、平成２１年度に介護報酬の改定が行われることとなりましたが、改定による介護保険料の急激な上昇を抑制するための財源として、国から市町村に対して、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されます。この交付金の取り扱いに当たっては、基金を設置し、適正に管理することとされているため、新たに基金条例を制定するものでございます。

議案第7号は、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、特定家庭用機器を追加するとともに、再商品化等の基準を見直す等、特定家庭用機器再商品化法施行令を改正する政令が本年4月1日施行となることに合わせ、本市の条例においても特定家庭用機器を追加するものでございます。

議案第8号は、財産の譲与についてでございます。これは、泉台区が新たにコミュニティセンターの建築を予定している土地及び現在の区民センターの土地建物については、開発事業の協議により集会施設用として市が帰属を受けた財産であります。これらの財産について、地縁団体である泉台区の申請に基づき、同区へ譲与するものでございます。

議案第9号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。これは浦安市・市川市病院組合が平成21年3月31日に解散し、また、香取市東庄町清掃組合が同日に解散し、同年4月1日に香取広域市町村圏事務組合と統合することにより、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体の数が減少することから、千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第10号は、市道路線の変更についてでございます。これは、道路改良工事をしておりました市道文違1号線について、終点側の主要地方道、成東・酒々井線との交差点改良工事の改良に合わせて、終点側の一部を付け替えして、路線を変更するものでございます。

議案第11号は、市道路線の認定についてでございます。これは、市道文違1号線の終点を変更したことに伴い、残された旧道部分の現道を新たな路線として認定するものでございます。

議案第12号は、平成20年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に12億4千684万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を182億945万7千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金として定額給付金給付事業費補助金12億520万6千円、子育て応援特別手当交付金4千164万円を増額するものでございます。歳出につきましては、定額給付金給付事業費12億520万6千円、子育て応援特別手当給付事業費4千164万円を増額するものでございます。

議案第13号は、平成20年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に2億5千203万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億5千825万6千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫・県支出金1億8千354万7千円を増額し、一般被保険者国民健康保険税5千562万2千円を減額するものが主なものでございます。歳出につきましては、一般被保険者療養給付費負担金2億5千万円を増額するものが主なものでございます。

議案第14号は、平成20年度八街市老人保健特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から1千373万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億

7千154万7千円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金1千600万6千円を増額し、国庫・県支出金2千501万7千円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、医療給付費1千465万1千円を減額するのが主なものでございます。

議案第15号は、平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から5千98万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1千351万9千円とするものでございます。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料6千51万3千円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金4千855万円を減額するのが主なものでございます。

議案第16号は、平成20年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に5千107万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を27億1千833万9千円とするものでございます。歳入につきましては、国の2次補正予算に係る国庫支出金として介護従事者処遇改善臨時特例交付金2千780万円、支払基金交付金1千515万4千円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、介護サービス等諸費給付事務3千20万円、国の2次補正予算に係る介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金2千780万円を増額し、介護給付費準備基金積立金3千68万2千円を減額するのが主なものでございます。

議案第17号は、平成20年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から401万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億4千535万4千円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金2千483万7千円を増額し、給食事業収入等2千884万7千円を減額するものでございます。歳出につきましては、調理場給食事業費332万円を減額するのが主なものでございます。

議案第18号は、平成20年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から5千238万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億136万5千円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計負担金等2千293万7千円、下水道事業債2千460万円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、公共下水道汚水整備事業費2千110万円、公共下水道雨水整備事業費2千256万9千円を減額するのが主なものでございます。

議案第19号は、平成20年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的収入について、既定の予算に363万8千円を増額し、収益的収入予算の総額を11億4千482万円とするもので、水道料金等の見込み額の確定、一般会計補助金、県補助金の確定、過年度損益修正益の増、給水申込負担金の減等によるものでございます。収益的支出につきましては、既定の予算から348万3千円を減額し、収益的支出予算の総額を11億4千676万8千円とするものでございます。減価償却費、支払利息、過年度分収益修正損の確定によるものでございます。

資本的収入につきましては、既定の予算に60万3千円を増額し、資本的収入予算の総額を1億2千137万6千円とするもので、工事負担金及び水源対策寄附金の確定によるものでございます。資本的支出につきましては、既定の予算から54万円を減額し、資本的支出予算の総額を3億1千287万円とするもので、建設利息の減によるものでございます。

議案第20号から議案第27号までは、平成21年度八街市一般会計予算をはじめとする各会計の予算についてでございます。

各予算の概要につきましては、先ほどご説明いたしましたが、詳細につきましては、後ほど各担当部課長から説明をさせます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山本邦男君）

議案説明中でございますが、ここで10分間の休憩を行います。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時15分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（山本重徳君）

議案第20号、平成21年度八街市一般会計予算につきまして説明いたします。

お手元に配付してございます平成21年度八街市予算書の5ページをご覧ください。

ここでは、平成21年度八街市一般会計予算につきまして定めております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億1千万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を6ページから11ページまでの第1表歳入歳出予算によるものとしております。

歳入歳出予算の総額を前年度と比較いたしますと、2億1千万円、率にして1.3パーセントの減となっております。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をするために、事項、期間及び限度額を13ページの第2表債務負担行為によるものとしております。

次に、第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を14ページの第3表地方債によるものとしております。

次に、第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続いて、一般会計予算の主な内容について説明いたします。

それでは、6ページの第1表歳入歳出予算をご覧ください。

初めに、歳入予算について説明いたします。

1款市税の計上額につきましては73億2千375万3千円で、歳入全体の44.9パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと752万2千円、0.1パーセントの減を見込んでおります。

次に、2款地方譲与税につきましては2億2千500万円で、前年度と比較いたしますと1千900万円、7.8パーセントの減となっております。

次に、3款利子割交付金につきましては3千300万円で、前年度と比較いたしますと600万円、15.4パーセントの減となっております。

次に、4款配当割交付金につきましては1千500万円で、前年度と比較いたしますと2千400万円、61.5パーセントの減となっております。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては1千100万円で、前年度と比較いたしますと900万円、45.0パーセントの減となっております。

次に、6款地方消費税交付金につきましては6億8千200万円で、前年度と比較いたしますと8千400万円、14.0パーセントの増となっております。

続きまして、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては680万円で、前年度と比較いたしますと820万円、54.7パーセントの減となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

8款自動車取得税交付金につきましては、1億2千300万円で、前年度と比較いたしますと4千400万円、26.3パーセントの減となっております。

次に、9款地方特例交付金につきましては、1億2千200万円で、前年度と比較いたしますと2千200万円、22.0パーセントの増となっております。

次に、10款地方交付税につきましては、29億円で、歳入全体の17.8パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと1億1千万円、3.9パーセントの増となっております。これにつきましては、国の政策として雇用対策をはじめ、地方交付税が相対的に増えていることが主な要因であります。

次に、11款交通安全対策特別交付金につきましては1千万円で、前年度と比較いたしますと100万円、9.1パーセントの減となっております。

次に、12款分担金及び負担金につきましては1億9千515万9千円で、前年度と比較いたしますと573万9千円、2.9パーセントの減となっております。

次に、13款使用料及び手数料につきましては3億856万6千円で、前年度と比較いたしますと1千340万6千円、4.2パーセントの減となっております。

次に、14款国庫支出金につきましては13億2千780万4千円で、前年度と比較いたしますと2千730万9千円、2.1パーセントの増となっております。

続きまして、15款県支出金につきましては、9億3千725万5千円で、前年度と比較いたしますと6千741万円、7.8パーセントの増となっております。

続きまして、８ページをご覧ください。

１６款財産収入につきましては１千６７５万８千円で、前年度と比較いたしますと２５９万円、１８．３パーセントの増となっております。

次に、１７款寄附金は、前年度と同額の４千円を計上しました。

次に、１８款繰入金につきましては、８億６千１５１万６千円で、前年度と比較いたしますと４億５千３９７万１千円、３４．５パーセントの減となっております。

次に、１９款繰越金は、前年度と同額の１億円としております。

次に、２０款諸収入につきましては、２億１８８万５千円で、前年度と比較いたしますと１２２万９千円、０．６パーセントの増となっております。

続きまして、２１款市債につきましては、９億９５０万円で、地方債依存度は５．６パーセントとなっております。前年度と比較いたしますと６千７３０万円、８．０パーセントの増となっております。

歳入予算の説明につきましては以上でございます。

詳細につきましては、６２ページから８４ページをご参照願います。

続きまして、１０ページをご覧ください。

歳出予算について説明いたします。

初めに、１款議会費につきましては２億７０５万円で、前年度と比較いたしますと９０３万１千円、４．２パーセントの減となっております。

次に、２款総務費につきましては、１９億６千１４７万１千円で、前年度と比較いたしますと４千２７９万８千円、２．１パーセントの減となっております。

次に、３款民生費につきましては５０億７千２５３万９千円で、前年度と比較いたしますと、１億５千９８６万１千円、３．３パーセントの増となっております。

次に、４款衛生費につきましては１９億７千８１６万２千円で、前年度と比較いたしますと２千６５８万４千円、１．４パーセントの増となっております。

続きまして、５款農林水産業費でございますが、２億７千８７万２千円で、前年度と比較いたしますと７４３万２千円、２．８パーセントの増となっております。

次に、６款商工費につきましては、１億４千２５４万１千円で、前年度と比較いたしますと１１３万１千円、０．８パーセントの増となっております。

続きまして、１１ページをご覧ください。

７款土木費につきましては１２億６千５８３万３千円で、前年度と比較いたしますと５億２千４４４万６千円、２９．３パーセントの減となっております。これにつきましては、八街駅北側地区土地区画整理事業、まちづくり総合支援事業の減、並びに公共核施設用地買い戻しの完了が主な理由でございます。

次に、８款消防費につきましては１２億２千５６３万６千円で、前年度と比較いたしますと２千２９８万７千円、１．９パーセントの増となっております。

続きまして、９款教育費につきましては１７億２千３４７万６千円で、前年度と比較いた

しますと2千643万円、1.6パーセントの増となっております。

次に、10款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費として、前年度と同額の1千円を計上しております。

続きまして、11款公債費につきましては、24億3千190万5千円で、前年度と比較いたしますと1億3千34万6千円、5.7パーセントの増となっております。

次に、12款諸支出金につきましては、土地開発基金費として225万1千円で、前年度と比較いたしますと205万5千円、1千48.5パーセントの増となっております。

続きまして、12ページをご覧ください。

13款予備費につきましては2千826万3千円で、前年度と比較いたしますと1千55万1千円の減となっております。

歳出予算の説明につきましては以上でございます。

詳細につきましては、87ページから278ページをご参照願います。

以上をもちまして、平成21年度八街市一般会計予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（小倉 裕君）

それでは、議案第21号、平成21年度八街市国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

予算書の17ページをお開きください。

平成21年度当初予算は、過去の実績に基づき、保険給付費や後期高齢者医療制度への支援金など、歳出を見込んだ後、その主要財源である国民健康保険税、国庫支出金などの歳入を算出し、第1条では、本年度の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ72億1千148万2千円に定めるものでございます。前年度と比較しますと1億3千526万5千円、率にして1.9パーセントの増となります。

また、第2条の一時借入金は、一時借り入れをしなければならない事態が生じた場合の対応として、限度額を6億円と定めるものでございます。

続きまして、18、19ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款の国民健康保険税24億6千267万1千円につきましては、一般被保険者、退職被保険者、それぞれの医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援分としての保険税であり、前年度と比較しますと3千315万3千円、率にして1.4パーセントの増となります。

2款の国庫支出金につきましては、20億4千612万3千円を計上いたしました。前年度と比較しますと1億6千516万2千円、率にして8.8パーセントの増となります。主なものは、療養給付費等負担金、後期高齢者支援金などに対する国の負担分及び高額医療費共同事業医療費拠出金に対する国の負担分でございます。

3款の療養給付費交付金1億5千307万4千円につきましては、退職者の医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上いたしました。前年度と比較しますと、退職

医療者制度加入対象年齢が65歳までと引き下げられたこともあり、7千409万7千円、率にして32.6パーセントの減となります。

4款前期高齢者交付金ですが、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から加入者数に応じ、納付金として徴収し、これを各保険者に分配するもので、7億7千631万5千円を見込みました。前年度と比較しますと7千155万2千円、率にして8.4パーセントの減となります。

5款の県支出金3億9千100万5千円につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金に対する県の負担分と県財政調整交付金でございます。

6款の共同事業交付金9億2千672万6千円につきましては、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る千葉県国民健康保険団体連合会からの交付金を計上いたしました。

7款の繰入金は、4億711万2千円を計上いたしました。前年度と比較しますと7千580万8千円、率にして22.9パーセントの増となります。主なものは、1項基金繰入金4千979万1千円は、国民健康保険特別会計財政調整基金からの繰入金でございます。

2項一般会計繰入金3億5千732万1千円は、一般会計からの繰出基準に基づく保険基盤安定、出産育児一時金などの繰入金でございます。

8款の繰越金は、平成20年度からの繰り越し見込み額として、3千500万1千円を計上いたしました。

9款の諸収入につきましては、1千345万5千円を計上いたしました。主なものとしまして、雑入といたしまして、第三者行為による医療費納付金などがございます。

なお、詳細につきましては、297ページから302ページに記載のとおりでございますのでご参照ください。

次に、歳出でございますが、20ページ、21ページをお開きください。

1款の総務費は、5千450万4千円を計上いたしました。主なものは、一般管理費及び千葉県国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収などに必要な諸経費でございます。

2款の保険給付費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る保険給付費で、44億589万6千円を計上いたしました。前年度と比較しますと1億2千491万7千円、2.9パーセントの増となります。主なものは、現物給付となる療養給付費、現金給付となる療養費及び診療報酬明細書の審査支払手数料、高額療養費などがございます。

また、出産育児諸費として年間200件分、葬祭諸費として年間156件分を見込み、計上いたしました。

3款後期高齢者支援金等ですが、後期高齢者医療制度への費用負担分として、10億7千90万6千円を計上いたしました。

次に、4款前期高齢者納付金等ですが、歳入で説明しましたとおり、社会保険診療報酬支払基金への納付金として、144万2千円を計上いたしました。

5 款の老人保健拠出金 3 千 3 1 4 万 3 千円につきましては、平成 1 9 年度以前の拠出金精算分を計上いたしました。

6 款の介護納付金 5 億 3 千 3 1 6 万 9 千円につきましては、介護保険法で規定されている 2 号被保険者分で、これは国からの指示に基づき算出した額でございます。

7 款の共同事業拠出金 1 0 億 6 千 1 9 1 万 4 千円につきましては、高額医療費共同事業医療費及び保険財政共同安定化事業の拠出金を計上いたしました。

8 款の保健事業費 3 千 6 5 5 万 6 千円につきましては、特定健康診査・保健指導に係る経費などを計上いたしました。

9 款の公債費 1 7 5 万円につきましては、一時借入金の利子を計上いたしました。

1 0 款諸支出金につきましては、7 2 0 万 2 千円を計上いたしました。主なものは、過年度分の保険税過誤納還付金などでございます。

1 1 款の予備費につきましては、5 0 0 万円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、3 0 3 ページから 3 1 4 ページに記載のとおりでございます。続きまして、議案第 2 2 号、平成 2 1 年度八街市老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

2 5 ページをお開きください。

平成 2 1 年度の予算編成につきましては、平成 1 9 年度以前の末処理分の医療費等と、これに伴う交付金等を計上いたしました。

第 1 条において、平成 2 1 年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 千 6 5 3 万 4 千円に定めるものでございます。前年度と比較しますと 3 億 3 千 3 2 4 万 9 千円、率にして 9 5. 3 パーセントの減となります。

続きまして、2 6 ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1 款の支払基金交付金 7 7 8 万 6 千円につきましては、老人医療費及び診療報酬明細書、審査支払手数料に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上いたしました。

2 款の国庫支出金 5 1 6 万 2 千円につきましては、老人医療費に係る国の負担分を計上いたしました。

3 款の県支出金 1 2 9 万円につきましては、老人医療費に係る県の負担分を計上いたしました。

4 款の繰入金 1 2 9 万 4 千円は、老人医療費に係る市の負担分を計上いたしました。

5 款の繰越金につきましては、2 0 年度からの繰越見込額として、9 9 万 9 千円を計上いたしました。

6 款の諸収入 3 千円につきましては、医療費返納金及び第三者行為による医療費納付金を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、3 2 1 ページから 3 2 3 ページに記載のとおりでございます。次に、歳出でございますが、2 7 ページをお開きください。

1 款医療諸費 1 千 5 5 3 万 2 千円につきましては、現物給付となる医療給付費、現金給付となる医療費支給費及び診療報酬明細書審査支払委託料を計上いたしました。

2 款の諸支出金 2 千円につきましては、存目計上でございます。

3 款予備費 1 0 0 万円は、平成 2 0 年度と同額を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、3 2 4 ページから 3 2 5 ページに記載のとおりでございます。続きまして、議案第 2 3 号、平成 2 1 年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

3 1 ページをお開きください。

平成 2 1 年度八街市後期高齢者医療特別会計予算は、第 1 条では、本年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9 千 1 6 8 万 2 千円に定めるものでございます。前年度と比較しますと 7 千 2 1 6 万 7 千円、率にして 1 9 . 8 パーセントの減となります。

続きまして、3 2 ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1 款の後期高齢者医療保険料につきましては、2 0 年度同様、均等割が 1 人当たり年間 3 万 7 千 4 0 0 円、所得割が 7 . 1 2 パーセントとなり、試算した結果、2 億 1 千 1 4 0 万 6 千円を計上いたしました。前年度と比較しますと 8 千 1 1 2 万円、率にして 2 7 . 7 パーセントの減となります。

2 款繰入金 8 千 2 7 万 3 千円は、一般管理費や賦課徴収費の事務費分としての繰り入れと低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんする保険基盤安定繰入金を計上いたしました。前年度と比較しますと 8 9 5 万 2 千円、率にして 1 2 . 6 パーセントの増となります。

3 款繰越金は、2 0 年度からの繰り越し分として、また 4 款諸収入は、延滞金と雑入をそれぞれ存目計上でございます。

なお、詳細につきましては、3 3 1 ページから 3 3 2 ページに記載のとおりでございます。次に、歳出でございますが、3 3 ページをお開きください。

1 款総務費 4 1 0 万 2 千円につきましては、各申請書や決定通知等の郵送に係る経費としての一般管理費と保険料の徴収に関する経費としての賦課徴収費でございます。前年度と比較しますと、2 年目ということもあり、9 9 9 万 1 千円、率にして 7 0 . 9 パーセントの減となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 8 千 6 4 2 万 2 千円は、後期高齢者医療広域連合への納付金で、市が徴収した保険料と保険料軽減分の保険基盤安定繰入金の合計額を計上しております。前年度と比較しますと 6 千 2 3 3 万 3 千円、率にして 1 7 . 9 パーセントの減となります。

3 款諸支出金は保険料の還付加算金として、1 5 万 8 千円を計上いたしました。

4 款は、予備費で 1 0 0 万円の計上としております。

なお、詳細につきましては、3 3 3 ページから 3 3 4 ページに記載のとおりでございます。続きまして、議案第 2 4 号平成 2 1 年度八街市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

平成21年度の予算編成につきましては、平成21年度から23年度を期間とする第4期介護保険事業計画の給付見込み額等を踏まえまして、保険給付費などの歳出を見込んだ後、介護保険料、国庫支出金などの歳入を算出したものでございます。

それでは、予算書の37ページをお開きください。

まず、第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8千6万7千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと1億2千646万5千円の増、率にして5.0パーセントの増となります。

第2条におきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、38ページをお開きください。

初めに、歳入予算についてご説明いたします。

1款保険料でございますが、5億7千58万4千円の計上で、前年度と比較しますと9.4パーセントの増となります。これは、保険料の改定及び第1号被保険者数の増加によるものであります。

次に、2款分担金及び負担金につきましては125万2千円の計上で、前年度と比較しますと40.7パーセントの減となっております。これは、地域支援事業に係る利用者の方の自己負担金でございます。

3款国庫支出金でございますが、5億3千966万5千円の計上で、前年度と比較しますと0.6パーセントの増となっております。

1項国庫負担金の4億5千966万6千円の計上につきましては、介護給付費等に対する国の負担金でございます。

2項国庫補助金の7千999万9千円の計上につきましては、調整交付金と地域支援事業に要する国からの交付金でございます。

次に、4款支払基金交付金でございますが、7億8千389万8千円の計上で、前年度と比較いたしますと2.8パーセントの増となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

次に、5款県支出金につきましては3億9千379万2千円の計上で、前年度と比較しますと3.8パーセントの増となっております。

1項県負担金3億8千579万円の計上につきましては、介護給付費等に対する県の負担金でございます。

2項県補助金800万2千円の計上につきましては、地域支援事業に要する県からの交付金でございます。

次に、6款財産収入につきましては、介護給付費準備基金積立金利子1千円を存目計上するものでございます。

次に、7款繰入金につきましては、3億8千987万円の計上で、前年度と比較しますと11.3パーセントの増となっております。

1 項一般会計繰入金 3 億 6 千 3 8 4 万 2 千円の計上につきましては、介護給付費、事務費及び地域支援事業に要する市負担金でございます。

2 項基金繰入金 2 千 6 0 2 万 8 千円の計上につきましては、介護給付費準備基金からの繰入金であります。

次に、8 款諸収入につきましては、5 千円の計上でございます。

次に、9 款繰越金につきましては、前年度と同額の 1 0 0 万円の計上でございます。

歳入予算の説明は以上でございます。

詳細につきましては、3 3 9 ページから 3 4 3 ページをご参照いただきたいと思います。

続きまして 4 0 ページをお開きください。

歳出予算につきましてご説明申し上げます。

1 款総務費につきましては 3 千 1 5 4 万 6 千円の計上で、前年度と比較しますと 1 3 . 7 パーセントの減となっております。

1 項総務管理費は 2 1 1 万 8 千円の計上で、前年度と比較して大幅な減となっておりますが、これは第 4 期介護保険事業計画策定に係る業務及びコンビニ収納に係るシステム改修経費が昨年度に計上されていたことによるものでございます。

2 項徴収費は 4 3 0 万 5 千円の計上で、これは介護保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。

3 項介護認定審査会費につきましては 2 千 5 1 2 万 3 千円の計上で、介護認定審査会委員の報酬、主治医意見書記載手数料等でございます。

次に、2 款保険給付費につきましては 2 6 億 1 4 0 万 8 千円の計上で、前年度と比較しますと 1 億 5 千 2 6 万 5 千円、6 . 1 パーセントの増となっております。

1 項介護サービス等諸費 2 2 億 8 千 9 2 6 万 9 千円及び 2 項介護予防サービス等諸費 1 億 5 千 8 1 0 万円の計上につきましては、要介護、要支援認定を受けた方に係る介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費でございます。

3 項高額介護サービス等費 4 千 3 0 4 万円の計上につきましては、介護サービスに係る 1 割の自己負担が一定金額を超えたときに、超えた部分を支給する経費でございます。

4 項高額医療合算介護サービス等費 2 千円の計上につきましては、これは各医療保険における世帯内で 1 年間の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うもので、初年度ということもあって存目計上といたしました。

5 項その他諸費 3 1 7 万 4 千円の計上につきましては、介護報酬等審査支払手数料でございます。

6 項特定入所者介護サービス等費 1 億 7 8 2 万 3 千円の計上につきましては、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対して、市が認定した負担限度額を超えた部分を支給する経費でございます。

次に、3 款地域支援事業費 4 千 5 6 1 万 1 千円の計上につきましては、要介護、要支援状

態になることを予防する介護予防事業、高齢者が地域において生活を継続するための包括的支援事業及び家族支援などの任意事業の実施に要する経費で、前年度と比較しますと１０．８パーセントの増となっております。

１項介護予防事業費１千１６３万７千円の計上につきましては、生活機能評価、運動器、口腔器の機能向上、栄養状態の改善等の実施に要する経費でございます。

２項包括的支援事業費・任意事業費３千３９７万４千円の計上につきましては、地域包括支援センターの運営経費、配食サービス、福祉用具支給費等に要する経費でございます。

次に、４款基金積立金１千円の計上につきましては、介護給付費準備基金への積み立てでございます。

次に、５款諸支出金５０万１千円の計上につきましては、第１号被保険者保険料還付金等でございます。

次に、６款予備費につきましては、前年度と同額の１００万円を計上いたしました。

なお、千葉県に設置されている財政安定化基金への拠出につきましては、第４期計画期間内において積み立てを行わないこととなったことにより廃款となります。

歳出予算の説明は以上でございます。

詳細につきましては、３４４ページから３５３ページをご参照いただきたいと思います。

以上で、平成２１年度八街市国民健康保険特別会計予算、平成２１年度八街市老人保健特別会計予算、平成２１年度八街市後期高齢者医療特別会計予算、平成２１年度八街市介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本邦男君）

ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、１時１０分から再開いたします。

（休憩 午前１１時５３分）

（再開 午後 １時１１分）

○議長（山本邦男君）

本日お配りしました市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告に誤りがありましたので、正しいものの写しを配付しておきました。

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育次長（尾高幸子君）

議案第２５号、平成２１年度八街市学校給食センター事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の４５ページをご参照ください。

ここでは、平成２１年度八街市学校給食センター事業特別会計予算につきまして定めております。

まず、第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3千651万円と定めております。前年度と比較いたしますと1千35万9千円、1.4パーセントの減となります。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして、第1表歳入歳出予算によると定めております。

歳入歳出予算につきましてご説明いたします。

46ページをご参照ください。歳入より、ご説明いたします。

1款使用料及び手数料。本年度予算額1千円でございます。施設内に立てられております電柱の本線、支線に係る土地使用料でございます。昨年までは、4款諸収入、2項雑入で計上していたものでございます。

2款繰入金。本年度予算額3億3千677万9千円でございます。歳入予算総額の45.7パーセントを占めており、前年度と比較いたしますと383万7千円、1.13パーセントの減でございます。

3款繰越金。本年度予算額300万円でございます。歳入予算総額の0.4パーセントを占めており、前年度と同額でございます。

4款諸収入。本年度予算額3億9千673万円でございます。歳入予算総額の53.9パーセントを占めており、前年度と比較いたしますと652万3千円、1.6パーセントの減でございます。減額の主な理由といたしましては、児童・生徒数の減少によるものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

47ページをご参照ください。

1款総務費。本年度予算額1億7千51万3千円でございます。歳出予算総額の23.2パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと201万9千円、1.19パーセントの増でございます。職員の人件費、調理場維持管理費が主なものでございます。増額の主なものにつきましては、第1調理場に係る施設工事にかかる費用でございます。

2款事業費。本年度予算額5億3千657万2千円でございます。歳出予算総額の72.8パーセントを占めており、前年度と比較いたしますと1千232万6千円、2.24パーセントの減でございます。学校給食の賄い材料費、各種委託費に係る経費でございます。減額の主な理由といたしましては、児童・生徒数の減少によるものでございます。

3款公債費。本年度予算額2千842万5千円でございます。歳出予算総額の3.9パーセントを占めており、前年度と比較いたしますと5万2千円、0.18パーセントの減でございます。

学校給食センター第2調理場建設に伴う起債の償還金でございます。

4款予備費。本年度予算額100万円でございます。歳出予算総額の0.1パーセントを占めており、前年度と同額でございます。

歳入歳出の詳細につきましては、357ページから365ページの歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください

以上で、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計予算につきましての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○建設部長（並木 敏君）

それでは、議案第26号、平成21年度八街市下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書51ページをご覧ください。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4千452万1千円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、52ページから53ページの第1表歳入歳出予算によるものとしております。前年度と比較いたしますと14.1パーセント、1億2千216万9千円の減でございます。

第2条におきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、54ページの第2表地方債によるものとしております。

第3条におきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合についてを定めるものでございます。

続きまして、52ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算につきましてご説明いたします。

歳入1款分担金及び負担金につきましては、930万円の計上で、前年度と比較いたしますと7パーセント、70万円の減でございます。これにつきましては、賦課対象面積の縮小によるものでございます。

2款使用料及び手数料につきましては、2億1千611万円の計上で、歳入予算の29パーセントを占めております。前年度と比較いたしまして、0.5パーセント109万6千円の減でございます。

1項使用料といたしましては2億1千602万円で、前年度と比較いたしますと0.5パーセント、100万1千円の減でございます。

2項手数料といたしましては9万円で、前年度と比較いたしますと51.4パーセント、9万5千円の減でございます。

3款国庫支出金につきましては、2千万円の計上で、前年度と比較いたしますと20パーセント、500万円の減でございます。これにつきましては、雨水整備事業に係る補助対象事業費の減が主なものでございます。

4款繰入金につきましては、2億6千172万9千円の計上で、歳入予算の35.2パーセントを占めております。前年度と比較いたしまして41パーセント、1億8千196万円の減でございます。

5款繰越金につきましては、3千500万円の計上で、前年度と比較いたしますと25パーセント、700万円の増でございます。

6款諸収入につきましては、598万2千円の計上で、前年度と比較いたしますと87.

1パーセント、4千21万3千円の減でございます。これにつきましては、雨水整備事業に係る一般会計負担金の減が主なものでございます。

1項延滞金加算金及び過料といたしましては、前年度と同額の1万円でございます。

2項雑入といたしましては597万2千円で、前年度と比較いたしますと87.1パーセント、4千21万3千円の減でございます。

7款市債につきましては、1億9千640万円の計上で、地方債依存度26.4パーセントでございます。前年度と比較いたしまして103.3パーセント、9千980万円の増でございます。これにつきましては、資本費平準化債の新規発行によるものでございます。

歳入予算の詳細につきましては、381ページから383ページに記載のとおりでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。53ページをご覧ください。

1款下水道事業費につきましては3億4千872万1千円の計上で、歳出予算の46.8パーセントを占めております。前年度と比較いたしまして26.6パーセント、1億2千617万円の減でございます。これにつきましては、下水道汚水建設費・下水道雨水建設費の減が主なものでございます。

1項総務管理費といたしましては、1億6千607万円で、前年度と比較いたしますと8.5パーセント、1千549万1千円の減でございます。

2項下水道建設費といたしましては1億8千265万1千円で、前年度と比較いたしますと37.7パーセント、1億1千67万9千円の減でございます。

2款公債費につきましては3億9千430万円の計上で、歳出予算の53パーセントを占めております。前年度と比較いたしまして1パーセント、400万1千円の増でございます。

3款予備費につきましては150万円の計上で、前年度と同額でございます。

歳出予算の詳細につきましては、384ページから391ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、平成21年度八街市下水道事業特別会計予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水道課長（醍醐文一君）

それでは、議案第27号、平成21年度八街市水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

最初に、第2条、業務の予定量でございますが、年度末の給水件数を1万3千843戸、年間総配水量474万9千791立方メートル、一日平均配水量1万3千13立方メートルを見込み、主な建設改良工事として配水管更新工事、配水管布設工事を予定するものでございます。

次に、第3条及び第4条につきましては、資料の5ページをお開きください。

5ページの実施計画書によりご説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収入では、第1款水道事業収益が11億2千547万4千円で、前年度と比較して1千520万8千円、率にしまして1.4パーセントの減となっております。

このうち、第1項営業収益は8億7千997万8千円で、前年度と比較し、1千222万1千円、率にしまして1.4パーセントの減であり、主に給水収益であります。

第2項営業外収益2億4千549万6千円、前年度と比較し、298万7千円、率にしまして1.2パーセントの減であります。主なものは、一般会計及び県からの補助金並びに給水申し込み負担金であります。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用が11億1千563万1千円で、前年度と比較し、1千685万円、率にしまして1.5パーセントの減となっております。

このうち、第1項営業費用、1目原水及び浄水費につきましては、主に印旛広域水道からの受水費で、5億2千490万7千円であります。

2目配水及び給水費は、職員4名分の人件費及び水道施設運転管理及び配水施設の修繕、動力費等でございます。

4目総係費は、職員5名分の人件費並びに委託料等であり、5目につきましては、減価償却費1億6千277万8千円でございます。

次に、第2項営業外費用1億304万5千円の主なものは、企業債の支払利息及び消費税であり、第3項予備費につきましては100万円の計上でございます。

それでは、次のページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございますが、収入では第1款資本的収入が1億7千271万9千円で、前年度と比較し6千357万円、36.8パーセントの増となっております。

内訳でございますが、これは建設工事に伴う財源として、1項企業債9千720万円、2項出資金3千801万8千円、3項補助金3千150万円、4項負担金600万円及び5項寄附金1千円を見込むものであります。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出3億6千528万7千円で、前年度と比較しまして、5千198万2千円、14.2パーセントの増となっております。

第1項建設改良費の主なものでございますが、2目施設費1億2千960万円は、石綿セメント管更新工事として、また市道一区39号線ほか、延長396メートル及び市道文違1号線、延長470メートルを布設替えるほか、今年度施工した市道102号線ほかの本復旧工事を実施するものでございます。

また、老朽化しております、榎戸配水場2系の電気設備更新実施設計及び、大木、榎戸両配水場の耐震診断並びに機能・管路診断を実施いたします。

次に、3目拡張整備費8千601万3千円は、職員3名分の人件費及び市道朝日36号線の路線測量、拡張事業見直しに伴う変更認可申請書作成業務、また、配水管布設工事といたしまして、市道朝日36号線ほか、延長1千110メートル及び今年度実施いたしました4カ所の本復旧工事を実施するものでございます。

次に、第2項、企業債償還金1億4千830万1千円につきましては、企業債の元金でございます。

以上の結果、資金的収入額が資金的支出額に対し不足する額、1億9千256万8千円は、過年度分の損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

それでは、また2ページにお戻りいただきまして、第5条は、管路近代化及び第4次拡張事業並びに配水施設更新事業に要する企業債について、目的、限度額等を定めるものでございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合を消費税納付額と定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費及び交際費を定めるものであります。

第8条は、他会計補助金として、市営業対策補助金及び繰り出し基準に基づく水道広域化対策等に要する経費等として、1億805万1千円と定めるものでございます。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を1千138万円と定めるものでございます。

以上で、平成21年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（山本邦男君）

次に、請願第21－1号の紹介議員の説明を求めます。

○丸山わき子君

それでは、私は請願文書表で、請願第21－1号の地元中小業者の仕事確保に向けた支援を求める請願について説明をいたします。

請願者は、3. 13重税反対全国統一行動、印旛郡市実行委員会。代表は千葉土建一般労働組合八街支部執行委員長の岩瀬和之さんでございます。

紹介議員は、右山正美議員、京増藤江議員、そして、私、丸山わき子でございます。

この請願書に関しまして、若干補足説明をさせていただきます。

小泉内閣以降、国民への相次ぐ増税、社会保障の負担増や給付減は年間13兆円、この7年間の累計は50兆円近くにもなり、貧困と格差が拡大しています。さらに原油、原材料の高騰とアメリカの金融危機に端を発した景気悪化は、日本経済が悪化して経験したことのないスピードで一層の悪化を招いています。

今年1月、中小企業基盤整備機構の中小企業景況調査では、2008年11月にはマイナス40ポイントの大幅な落ち込みで、1998年10月以来、低水準となっており、規模が小さい企業ほど深刻な状況に陥っていると報告しています。

また、帝国データバンクによれば、2008年の企業倒産件数は前年度比15.7パーセント増となり、2001年度以降、最多の1万2千681件、全体の79パーセントを不況型倒産が占めているなど、各種調査は深刻な実態を示しています。これは、国民生活を徹底的に破壊し、その経済基盤を内需から外需へと極端までに、輸出に依存してきた構造改革の

ゆがみの結果であります。

今月16日には、内閣府が2008年10月から12月期の国内総生産が年率換算で12.7パーセント減となり、戦後最悪の経済危機と発表しました。麻生首相はこの経済混乱を2、3年、経済学者は4年から5年かかると指摘していますが、その対策は急務です。こうした異常な経済危機の中で、習志野市、船橋市、四街道市では、市への業者登録の有無を問わず、市内に住所を置く業者に公共施設の小規模修繕など、緊急発注で仕事を確保するなど、緊急地域経済対策に取り組んでおります。八街市においても、中小業者へのリフォーム助成、小規模公共事業のさらなる確保や商店街への支援、農業経営への支援など、緊急の地域経済活性化への取り組みが求められていると思います。

そこで、請願につきまして、この請願趣旨を読み上げてまいります。

地域の中小業者は構造改革で痛めつけられ、原油、原材料の高騰が続く、金融のつけを押しつけられる中で、経営は瀬戸際まで追いつめられています。その上、社会保障の連続改悪による負担増と地域医療の崩壊が進み、命と健康への不安が大きく、強く広がっています。中小業者の倒産・廃業は地域の経済と雇用に大きな打撃を与えるだけでなく、地域社会の安心と安全にもはかり知れない影響を及ぼすことになります。

政府もこれまでの外需依存経済から内需重視を言いましたが、そのためには家計の所得を増やし、中小業者支援で地域経済の再生を図ることが何より重要となっています。中小業者の資金繰り対策として始まった緊急保証制度で、多くの中小業者が融資を受けられ、商売を継続できた反面、経営の実情を踏まえず、赤字や税金の滞納などを理由に機械的に融資を断られるなどの状況も生まれています。年度末に向かい、自らの責任ではないにも関わらず、経営の継続困難に陥っている多くの中小業者を守るために、下記の点について早期に実現されるよう要望いたします。

請願事項1、中小業者の仕事確保に向けた支援を抜本的に強めてください。

2、公共事業は福祉、生活密着型に転換し、地元中小業者の仕事確保と社会保障、福祉などの充実につながるようにしてください。

3、小規模工事や一定金額以下の物品は、地元中小業者への発注を優先させてください。その際、簡易な届け出で登録できる制度としてください。既に施策として行われている場合は、簡易な届け出で登録できるように改善してください。

八街市議会議長、山本邦男様。ということで、2月13日に、この請願が出されたわけでございます。どうぞご賛同いただき、採択していただきますよう、よろしくお願いするものであります。

以上です。

○議長（山本邦男君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第12号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第12号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○丸山わき子君

この第12号の補正予算に関しましては、政府が第2次の補正の目玉と位置づける定額給付金、これを補正予算として八街市が対応していくという内容であろうかというふうに思うわけなんです。これは全体では、わずか2兆円の給付金ということで、一回だけの給付になるわけですね。しかもこれは、消費税の大増税とセットであるということで、ばらまき一瞬、増税一生の負担増つきで、一層の不安が広がる、そういう内容であると思います。景気後退の長期化に、本当に対応できるのかと、大変疑問のある国の対応であろうというふうに思います。ますます深刻化する今の状況に対して、八街市がどんな対応をとろうとしているのか。この定額給付金とあわせて政府では、地域経済活性化、生活対策臨時交付金と、ふるさと雇用再生特別交付金、そして緊急雇用創出事業交付金、このような事業も実施するわけなんです。タイアップさせてどんな取り組みをしようとしているのか、その辺もお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○財政課長（長谷川淳一君）

今回の補正、4号補正につきましては、定額給付金と子育て応援特別手当と、この補正予算のみでございまして、この後はちょっと追加で補正予算を提案するという、全員協議会の方でもお話ししましたけれども、その追加の補正予算の中に地域活性化、生活対策臨時交付金、これは国の二次補正の中に盛り込まれている交付金でございまして、八街市に約1億8千900万円ばかり交付がされる予定です。当然、該当する事業を行わなければならないわけでございますけれども、現在、実施計画書を県、総務省の方に提出したところでございまして、今、国の方から多分大丈夫だろうという内定まではいかないにしても、そういった情報を得ております。その中身は、緊急災害対策ということで、道路排水、流末排水整備事業、それから学校関係の耐震診断業務、これを予定しているところでございます。

○丸山わき子君

あと、ふるさと雇用再生特別交付金であるとか、それから緊急雇用創出事業交付金、これは2011年度、3年間の期間があるわけで、今後、新年度予算を検討する中でも大いに導入できる可能性があるわけで、ぜひとも、この対策を強めていっていただきたい。このことを申し上げたいと思います。

それから、この給付金についてお伺いいたしますが、この給付対象について、大変政府の方ではあいまいな対応のまま、実施する自治体にお任せするというような状況になっているわけなんです。八街市はどのように給付対象を定めるのか。それから、住所不定の住民へ

の対応はどんなふうになさるのか。それから、事務経費、人員の配置はどうか。その辺について伺いいたします。

○総務部長（山本重徳君）

給付対象者でございますが、18歳以下の方が約1万4千500人、それから19歳から64歳までの方が約4万9千人、65歳以上の方が1万3千600人、合計いたしますと約7万7千100人という数字でございます。約3万世帯が対象となっております。

○丸山わき子君

だから、所得制限は一体どうするのか。それから、住所不定の住民に対してはどのような対応をされるのか。それと、これ質問が限られているからいろいろ言って申し訳ないんですけども、事務経費、一体どの程度かかるのか。そして、この給付金制度を実施するに当たって人員はどのくらい配置されるのか。その辺はどうでしょう。

○総務部長（山本重徳君）

いろいろ質問項目がございますが、まず所得制限につきましては設けません。

それから、住所不定の方の市民につきましては、今のところ国の対応待ちでございます。

これにかかる、定額給付事業にかかる事務費といたしましては、約5千500万円を見てございます。

それから、人員につきましては、延べ時間でございますけれども、約3千183時間を見てございます。ですから、人間何人というところまでは、この数字からは類推できません。

以上でございます。

○丸山わき子君

やはり、今答弁があったように、実際に本当に給付金が必要な方、住所不定となっているような方への対応というのが、あいまいなまま、本当に見切り発車で進めなきゃならないといった点。それから、消費税増税がセットになって進められるというような点でも、多くの世論調査で、この定額給付金は反対だと。7割、8割がそんな回答を載せているわけですね。この2兆円があれば、こういった財源があるのであれば、雇用や社会保障に使うべきだと、こういう声も大きく上がっていると。本来ならば、政府はこういった国民の声をしっかりと受け止めて、定額給付金は撤回していく、これが本来ではなかろうかというふうに思います。

しかしながら、これは今後法律で決まれば、国民一人ひとりが定額給付金を受け取る権利が出てくるわけで、その権利をきちんと保障していくという点では、地方自治体の立場として、私どもは賛成せざるを得ないというふうに理解しているわけですが、しかしながら、国に対しては本当に貴重な2兆円という税金の使い方、もっともっと精査した適格な使い方を求めたい。このことを申し上げまして、私の発言といたします。

○議長（山本邦男君）

ほかに質疑はありませんか。

○右山正美君

二、三質問します。関連法案が、まだ参議院の中でストップをされているわけですから

も、その辺の関連では、この予算がどうなっていくのかというのが、ちょっと見えないというふうに思うんですけれども、行政側としては、その辺の対応についてはどのように考えておられるのか。

○財政課長（長谷川淳一君）

まず、準備を早めるということで、こういった形をとらせていただくということでございますけれども、事務費につきましては、総務省の方から財源関連法案の成立前に確実に請求があれば支給するという談話といたしますか、発表がございましたことから、こういった形で、まず準備を早めるということで、先に議決をいただきたいというものでございます。

○右山正美君

これが、6月までにすべて給付をしなければ無効になってしまうというふうなところもあるわけですが、自治体では関連事務費だけを早目に通しておくということだと思えます。

あわせて、肝心な問題であります、給付に対して1万2千円、あるいは2万円という形で出て、また事務費まで入って国からおりてくると思うんですけれども、今年の11月23日に朝日新聞で、八街市長のことが書かれておりました。八街市長は、この給付に際しまして、滞納分を差し引いて給付をすると、こういったことも報道されたわけであります。このことについて、現在で、そのままの給付で市民にそのまま給付されるのかどうか。税金を滞納した人に対して、差し引いてやるようなことはしないのかどうか。その辺について明解にやはりする必要があると思いますので、答弁を願いたいと思います。

○市長（長谷川健一君）

私は、差し引いて払うというようなことは、新聞記者にも申しておりません。私は、新聞記者が来たときに、朝日新聞ですけれども、八街市は国保税が非常に収納率が低いと。その給付金については、市としてはどのようにして使いますかと、執行しますかというようなことを申されましたので、私はできることであれば、これは税金の滞納者には給付金の相殺をできるような制度にしていきたいというようなことを申しました。そうしましたら、「じゃあ、それは市長さんから言ってくださいよ」と、こんなことを言われましたから、それは私が一個人で今言ったって間に合わない。滞納している人には、要するに納税をしている人の税金の中から給付金を払う、定額給付金を払うわけですから、滞納している人は一銭も納税をしないで、またその上乗せをもらうというようなことですから、ですから、それは新聞がそのようなことをよく書いて、朝日新聞さんがリーダーシップをとって書いて、本来であれば国に提言をしていただくのがいいんですけれども、そうじゃなかったら五大新聞が全部がそのように書いて、世論をそのようにしてくださいよと。私が言ったということは名前を書いてもいいですよと、そういう話をして、その前に、それは今の制度では相殺はできません。これは、個人に払うことですから、私が幾らやってもできません。そのときに、北海道の夕張市ではこうですと。それは夕張市はどうであっても、私は今の制度ではできませんから、それは新聞がそのようにしてくださいよと。新聞が書いて、新聞が世論を動

かすなら、その点についても世論を動かして、それで滞納者についても、やはり認識をするようにしてくださいよと。そういうことを言っただけで、私は今、相殺するとか、そんなことはできませんから、しませんから。そういうことです。

○右山正美君

市長が言われたとおり、できれば滞納者に返上してもらいたいと、このようなコメントも載っているわけで、また、地域によってはやはりこれを活用して、プラスアルファで商品券とか、地元で使えるような形にして、これをうまく活用してやはり地域活性化を貫いていくと、こういう自治体も生まれているわけであります。昨今の今の社会現象で、本当に市民の方々が不況の中で喘いで、そして先ほど請願もありましたとおり、本当に大変な状況にあるわけですから、やはり自治体はその辺のことを十分加味してやっていく必要があるんじゃないかなというふうに考えます。

ですから、私はもっともっと不況対策も含めて十分対応していくべきではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（山本邦男君）

ほかに質疑はありませんか。

○京増藤江君

先ほど地域活性化生活対策臨時交付金については、耐震や排水に使うというふうなお答えでしたけれども、これは地元の業者さんたちに仕事が行くようにしていくのか。

それと、もう一つ、北海道の富良野市では、住宅リフォーム助成制度に使う予定だというのがありますが、今、税金を払えない方がたくさんいらっしゃるという中では、耐震と排水だけではなくて、そういう新しい事業も、ぜひやっていったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本邦男君）

京増議員に申し上げます。ただいまの質疑は議案第12号と関連していません。関連した質疑をするよう注意します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

議案第12号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

休憩いたします。

（休憩 午後 1時57分）

（再開 午後 2時10分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

これから、討論を行います。

議案第12号について、北村新司議員の賛成討論の発言を許します。

○北村新司君

さまざまな意見はございますが、世論調査によれば、7、8割の方が給付金を受け取ると回答しております。国の予算、関連法案の成立状況をよく見ながら、できるだけ早く市民の手元に給付していただくようお願いする立場から、この議案第12号に賛成いたします。

○議長（山本邦男君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

議案第12号、平成20年度八街市一般会計補正予算について採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、休会の件を議題とします。

明日24日から25日までの2日間を議案調査のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

明日、24日から25日までの2日間を休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

2月26日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。3月4日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は2月27日、午後4時までに通告書を提出されますようお願いいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時12分）

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名

2. 会期の決定

3. 発議案の上程

発議案第1号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

4. 議案の上程

議案第1号から議案第27号

提案理由の説明

請願第21-1号

紹介議員の説明

5. 休会の件

発議案第1号	八街駅前交番の早期設置に関する意見書の提出について
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて
議案第2号	八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	八街市一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり条例の制定について
議案第6号	八街市介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
議案第7号	八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	財産の譲与について
議案第9号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第10号	市道路線の変更について
議案第11号	市道路線の認定について
議案第12号	平成20年度八街市一般会計補正予算について
議案第13号	平成20年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第14号	平成20年度八街市老人保健特別会計補正予算について
議案第15号	平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第16号	平成20年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第17号	平成20年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
議案第18号	平成20年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
議案第19号	平成20年度八街市水道事業会計補正予算について
議案第20号	平成21年度八街市一般会計予算について
議案第21号	平成21年度八街市国民健康保険特別会計予算について
議案第22号	平成21年度八街市老人保健特別会計予算について
議案第23号	平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第24号	平成21年度八街市介護保険特別会計予算について
議案第25号	平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計予算について
議案第26号	平成21年度八街市下水道事業特別会計予算について
議案第27号	平成21年度八街市水道事業会計予算について
請願第21－1号	地元中小業者の仕事確保に向けた支援を求める請願について